

令和5年（2023年）4月7日

保護者のみなさま

豊中市教育委員会

令和5年度（2023年度）豊中市立学校における学校教育活動について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

今年度の本市の学校教育活動について、下記の通りとしますのでお知らせいたします。

記

1. 学校教育活動の基本的な考え方について

感染症対策を講じながら、通常形態の学校教育活動を継続することとします。また、登校できない児童生徒に対しては、ICT機器等（オンライン等）の活用などによる学習支援を行うこととします。

児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、以下の点について留意いたします。

- ・校外学習等において、混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。

2. 学校教育活動における主な対応について

教科活動については、効果的な換気等の基本的な感染症対策を講じたうえで、通常授業を実施します。なお、「児童生徒が対面形式となりグループで行う活動」や「一斉に大きな声で話す活動」等の感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、「気候上可能な限り2方向の窓を同時に開けて常時換気を行う」、「大声での会話や近距離で向かい合っの発声は控える」等の、活動の場面に応じた一定の感染症対策を講じることとします。

学校行事等については、「こまめな換気の実施」、「参加者への手洗いや咳エチケットの推奨」、「体育館等の屋内では、可能な範囲で会場の椅子の間隔を空ける」等の感染症対策を講じながら実施します。

部活動については、「発熱等の普段と異なる症状がみられる場合は参加を見合わせ、自宅で休養する

よう指導する」、「体育館等の屋内で実施する場合は、こまめな換気や手洗いをを行う」等の、基本的な感染症対策を講じたうえで活動を実施します。公式戦やコンクール等への参加にあたっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインも踏まえながら、主催団体とともに学校においても感染症対策を講じるとともに、練習試合や合同練習等の企画・実施に当たっても、大会等への参加時と同様の感染症対策を講じます。また、教科活動における感染リスクが比較的高い学習活動と同様の活動を実施する場合には、活動内容に応じた感染症対策を講じます。

給食の時間等の喫食場面については、座席配置の工夫や適切な換気の確保、教室全体に届くような「大声での会話」は控える等の措置を講じた上で、児童生徒等の中で会話を行うことを可能とします。

3. ご家庭における感染症対策について

登校前にお子様の健康観察を行っていただき、お子様ご本人に発熱等の普段と異なる症状がみられる場合には登校させないこと、手洗い・咳エチケット等の基本的な感染症対策についてご家庭でお声がけいただくことなど、引き続きご協力をお願いします。

また、来校される保護者のみなさまには、手洗いなどの基本的な感染症対策をお願いします。

4. 放課後子どもクラブについて

基本的な感染症対策を講じたうえで運営を行います。発熱等の普段と異なる症状がみられる場合には登室を控えていただくなどご協力をお願いします。